

新型コロナウイルス感染症は、法令の規定により出席停止となり、出席停止期間も同様に定められています。

医師の記載による登園許可書の提出の必要はありませんが、症状が回復し、登園再開するときは、必ず保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」に必要事項を記入して、園へ提出してください。

## 新型コロナウイルス感染症治癒報告書 (保護者記入)

令和 年 月 日

ふたばこども園 園長 殿

組 園児氏名

保護者氏名

医療機関で診察を受け「新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）」と診断されました。その後、症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、報告いたします。

1 診断名 新型コロナウイルス感染症 ( )

※みなし陽性、無症状など

2 初診日 (新型コロナウイルス感染症と診断された日) 令和 年 月 日 ( )

3 発症日 (発熱した日または診断のきっかけとなった症状が見られた日)

例	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日を経過	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後3日目に症状が軽快した場合				症状軽快日(0日目)	1日目		登園OK	
発症後4日目に症状が軽快した場合					症状軽快日(0日目)	1日目	登園OK	
発症後5日目に症状が軽快した場合						症状軽快日(0日目)	1日目	登園OK

令和 年 月 日 ( )

4 症状が軽快した日 (軽快した日を0日目とする)

令和 年 月 日 ( )

5 登園の基準による登園可能日

または医師から登園を認められた日

令和 年 月 日 ( )

6 受診した医療機関名

医療機関名

### 【登園の基準】

※発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過した翌日から登園できます。

※ただし、症状が軽快した後1日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には登園できません。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善傾向にある状態を指します。

※無症状の場合は検体採取日を0日目として、5日を経過すること。